

八幡市専用水道事務取扱指導要領

第1 目 的

この指導要領は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）に定める専用水道の適切な布設及び管理を促進し、専用水道の衛生対策業務の円滑化と水道事業との調整を図ることを目的とする。

第2 定 義

1. 専用水道とは、寄宿舍、社宅、診療所等における自家用の水道、その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの若しくはその水道施設が2.に定める目的に供され、3.で算定される1日最大給水量が20立方メートルを超えるもの。

ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とする場合にあっては、その水道施設のうち地中又は地表に設置されている部分の規模が次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 建築物外の地中又は地表に設けられた受水槽の有効容量の合計が100立方メートルを超えるもの。（六面点検が可能なものは、有効容量にかかわらず専用水道に該当しない。）
- (2) 地中又は地表に設けられた口径25ミリメートル以上の導管の全長が1,500メートルを超えるもの。（導管の長さの算定は、受水槽から給水栓までの管を対象とし、他の水道から当該受水槽までの管は含めない。）
2. 水道施設が人の飲用、炊事用、浴用、その他人の生活の用に供することを目的としていること。ただし、次のいずれかに該当するものは除く。
 - (1) 公衆浴場及び旅館等の共同浴場並びにこれらの付帯設備の用に供するもの
 - (2) プール及びその付帯設備の用に供するもの
 - (3) 食品等の製造工程の用に供するもの
 - (4) 空調の用に供するもの
 - (5) その他、住居以外の場所において人の飲用に供されるおそれのないもの
3. 1日最大給水量は次の順位により算定するものとする。

- (1) 現在の給水施設が設計されたときの設計上の必要水量を1日最大給水量とする。
- (2) 現在の給水施設が設計されたときの設計上の必要水量が存在しない場合には、当該施設の揚水又は取水量、水道からの受水量等から算定した水量を1日最大給水量とする。
- (3) (2)の場合において、揚水又は取水量（受水量）等の全部又は一部が不明な場合、不明な部分については実測等によるほか、「空気調和・衛生工学便覧4.給排水衛生設備設計編における「建物種類別単位給水量・使用時間・人員表」（別表－1）及び日本工業規格「建築物の用途別によるし（尿）尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JISA3302）」（別表－2）に基づき算出した水量を1日最大給水量とする。

ただし、これによりがたい場合は、以下の資料により補完する。

- ア 建設省大臣官房官庁営繕部監修 建築設備設計基準・同要領（別表－3）

- イ 簡易水道等国庫補助に係る施設基準（別表－４）
 - ウ 建築物の用途別によるし（尿）尿浄化槽の処理対象人員算定基準表の処理対象人員（ n ）１人当たりの汚水量及びＢＯＤ量参考値（別表－５）等とする。
- ４． 分譲住宅等の水道の取り扱いについては、昭和４１年５月２８日付け厚生省水道整備課長通知（環水第５０５４号）による。

第３ 専用水道布設工事確認申請

- １． 八幡市長（以下「市長」という。）は、専用水道の布設工事（新設・増設・改良）をしようとする者から、法第３２条に基づく専用水道布設工事確認申請書１通（第１号様式、以下「確認申請書」という。）が提出されたときは、次の各号に定める記載事項及び添付書類を別記１「専用水道布設工事（新設・増設・改良）確認申請書等各種様式に関する記載要領」により点検の上、これを受理する。
- (1) 申請書添付書類
- ア 専用水道布設工事を必要とする理由
 - イ 居住に必要な水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面
 - ウ 水道施設の位置を明らかにする地図
 - エ 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする図面
 - オ 主要な水道施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - カ 導水管、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断図
 - キ 水道技術管理者の実務経験年数を明らかにする証明書等
- (2) 工事設計書
- ア １日最大給水量及び１日平均給水量
 - イ 水源の種別及び取水地点
 - ウ 水源の水量の概算及び水質試験の結果
 - エ 水道施設の概要
 - オ 水道施設の位置（標高及び水位を含む。）規模及び構造
 - カ 浄水方法
 - キ 工事の着手及び完了の予定年月日
 - ク その他厚生労働省令に定める事項
- ２． 市長は、確認申請書及び添付書類の記載事項が別記２「専用水道確認申請審査調書」により法第５条に規定する施設基準に適合していることを確認したときは、確認申請書を受理した日から起算して３０日以内に、第４号様式により申請者に通知するとともに、確認申請書に基づく必要な事項を専用水道台帳（第５号様式）に記録する。
- ただし、施設基準に適合しないと認めるとき、又は申請書及び添付書類によっては適合するかないかを判断することができないときは、第３号様式によりその適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を付して、申請者に通知するとともに、確認できるまで申請者を指導する。
- ３． 国の設置する専用水道に関する事務は、法第５０条に基づき国土交通大臣が行う。ただし、新規に国の設置する専用水道の確認の申請があったときは、設置者の特段の意向がない限り、国土交通大臣あて当該届出書を提出するよう助言する。

第4 専用水道給水開始届出

1. 市長は、専用水道を給水開始しようとする者（設置者）から、法第34条において準用する法第13条第1項に基づく専用水道給水開始届出書1通（第6号様式、以下「開始届出書」という。）が提出されたときは、その記載事項及び添付書類の記載内容が、当該確認申請書の内容と相違がないことを確認するとともに、次の検査結果に基づく現地調査等により施設の安全性を確認した上、これを受理する。

ただし、施設の安全性を確認できないときは、確認できるまで申請者を指導する。

 - (1) 水質基準に関する省令の表の上欄に掲げるすべての項目及び残留塩素濃度の試験結果
 - (2) 浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水のうち施設の新設、増設又は改良による影響のある事項に関し、新設、増設又は改良に係る施設及び、当該影響に関係があると認められる水道施設の検査結果（第7号様式）
 - (3) その他安全性を確認する資料
2. 市長は、専用水道設置者に水質検査計画の策定義務等について、説明を行うとともに、開始届出書に基づく必要な事項を専用水道台帳に記録する。

第5 業務を委託した場合の届出

1. 市長は、専用水道の設置者から、法第34条において準用する法第24条の3第2項に基づく業務を委託した旨の届出書1通（第8号様式、以下「委託届出書」という。）が提出されたときは、国土交通省令（水道法施行規則第17条の7）で定められた事項の記載及び次の各号に掲げる資料の添付を確認した上、これを受理する。解除された場合も同様とする。
 - (1) 委託契約書の写し
 - (2) その他委託した業務内容に関する資料
2. 市長は、委託届出書を受理したときは、委託届出書に基づく必要な事項を専用水道台帳に記録する。

第6 専用水道布設工事申請記載事項変更届出

1. 市長は、専用水道の布設工事確認申請を行った者から、法第33条第3項に基づく専用水道布設工事申請記載事項変更届出書1通（第9号様式、以下「記載事項変更届出書」という。）が提出されたときは、その変更内容を点検し、設置者の住所及び氏名（法人又は組合にあっては、主な事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）並びに水道事務所の所在地の変更に関し、これを受理する。
2. 市長は、記載事項変更届出書を受理したときは、記載事項変更届出書に基づく、必要な事項を専用水道台帳に記録する。

第7 専用水道廃止届出

1. 市長は、専用水道の設置者から専用水道廃止届出書1通（第10号様式、以下「廃止届出書」という。）が提出されたときは、その記載事項を確認の上、当該水道利用者の現状、代替水の確保状況等を調査の上、廃止による利用者への影響がないことを確認の上、これを受理する。

2. 市長は、廃止届出書を受理したときは、廃止届出書に基づき専用水道台帳から抹消する。

第 8 専用水道の衛生管理指導

1. 市長は、専用水道の設置者に対する衛生管理指導は、別記 3 「専用水道衛生管理基準」に基づき行う。
2. 市長は、専用水道の設置者から供給する水が人の健康に害するおそれがある旨の報告があったとき、又はその他必要と認めるときは、当該施設に対し立入調査を実施し、必要に応じて、設置者等に指導を行う。

第 9 専用水道の改善の指示等

1. 市長は、専用水道の設置者に対して第 11 号様式により改善等を指導したにもかかわらず、相当期間を経過しても改善の意思があるとは認められないときには、第 12 号様式により改善を指示する。
2. 市長は、水道技術管理者又は受託水道業務技術管理者が法に定める職務を怠り、なお継続して職務を怠ったときは、当該専用水道の設置者に対して、水道技術管理者又は受託水道業務技術管理者を変更すべきことを第 13 号様式により勧告する。

第 10 給水停止命令

1. 市長は、専用水道の設置者が法に定める責務を怠り、前第 9 による改善の指示等を行ったにもかかわらずこれに従わないときにおいて、給水を継続させることが、当該専用水道の利用者の利益を損なうと認められるときは、専用水道の設置者が改善指導事項を履行するまでの間、代替給水の確保と当該専用水道による給水を停止すべきことを第 14 号様式により命ずる。

第 11 水道水の受水奨励

市長は、専用水道を設置しようとする者に、当該施設設置者の責務等を周知させるとともに、市の水道水の受水を奨励する。

第 12 その他

八幡市専用水道事務取扱指導要領第 2 及び第 3 から第 10 の事務については、別記 1 から別記 3 により補完する。

附則 この指導要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この指導要領は、令和 6 年 10 月 15 日から施行する。

「別表 1 ~ 5」

【別表－１】

■ 建物種類別単位給水量・使用時間・人員表

(空気調和・衛生工学会便覧 ４．給排水衛生設備設計編)

使用時間単位：[h/d]

建物種類	単位給水量 [1日当たり]	使用 時間	注 記	有効面積当たりの 人員など	備考
戸建住宅	200~400 ㍉/人	10	居住者1人当たり	0.16人/㎡	
集合住宅	200~350 ㍉/人	15	居住者1人当たり	0.16人/㎡	
独身寮	400~600 ㍉/人	10	居住者1人当たり		
官公庁・ 事務所	60~100 ㍉/人	9	在勤者1人当たり	0.2人/㎡	男子50㍉/人、女子100㍉/人、 社員食堂、テナント等は別途加算
工場	60~100 ㍉/人	操業時 間+1	在勤者1人当たり	座作業0.3人/㎡ 立作業0.3人/㎡	男子50㍉/人、女子100㍉/人、 社員食堂、シャワー等は別途加算
総合病院	1500~3500 ㍉/床 30~60 ㍉/㎡	16	延べ面積1㎡当たり		設備内容等により詳細に検討
ホテル全体	500~6000 ㍉/床	12			同上
ホテル客室部	350~450 ㍉/床	12			客室部のみ
旅館	200~300 ㍉/人	12	来客含む		
保養所	500~800 ㍉/人	10			
喫茶店	20~25 ㍉/客 55~130 ㍉/店舗㎡	10		店舗面積には厨房 面積を含む	厨房で使用される水量のみ、便所洗浄 水等は別途加算
飲食店	55~130 ㍉/客 110~530 ㍉/店舗㎡	10		同上	同上 定性的には、軽食・そば・和食・洋食 ・中華の順に多い
社員食堂	25~50 ㍉/食 80~140 ㍉/食堂㎡	10		食堂面積には厨房 面積含む	同上
給食センター	20~30 ㍉/食	10			
デパート・スー パーマーケッ ト	15~30 ㍉/㎡	10	延べ面積1㎡当たり		従業員分・空調用水を含む
小・中・普通高 等学校	70~100 ㍉/人	9	(生徒+職員)1人当 たり		教師・従業員分を含む、プール用水(40 ~100 ㍉/人は別途加算)
大学講義棟	2~4 ㍉/㎡	9	延べ面積1㎡当たり		実験・研究用水は別途加算
劇場・映画館	25~40 ㍉/㎡ 0.2~0.3 ㍉/人	14	延べ面積1㎡当たり 入場者1人当たり		従業員分・空調用水を含む
ターミナル駅	10 ㍉/1000人	16	乗降者1000人当 たり		列車給水・洗車用水は別途加算
普通駅	3 ㍉/1000人	16	同上		従業員分・多少のテナント分を含む
寺院・教会	10 ㍉/人	2	参会者1人当たり		常住者・常勤者分は別途加算
図書館	25 ㍉/人	6	閲覧者1人当たり	0.4人/㎡	常勤者分は別途加算

※ 1 範囲設定されている単位給水量は、施設の規模、利用状況等を踏まえて適正に選定すること。

2 建物種類欄に掲げていない施設の取扱いについては、当該施設の飲料水の使用目的、使用形態等に照らし、類似施設の単位給水量を採用すること。

【別表－２】

■ 建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準

(日本工業規格 JISA3302)

類似用途 別番号	建築用途			処 理 対 象 人 員		
				算 定 式	算 定 単 位	
1	集会場施設関係	イ	公会堂・集会場・劇場・映画館・演芸場		n=0.08A n：人員（人） A：延べ面積（㎡）	
		ロ	競輪場・競馬場・競艇場		n=16C n：人員（人） C ⁽¹⁾ ：総便器数（個）	
		ハ	観覧席・体育館		n=0.065A n：人員（人） A：延べ面積（㎡）	
2	住宅施設関係	イ	住宅	A≤130 ⁽²⁾ の場合	n=5 n：人員（人） A：延べ面積（㎡）	
				130 ⁽²⁾ <Aの場合	n=7 A：延べ面積（㎡）	
		ロ	共同住宅		n=0.05A n：人員（人） A：延べ面積（㎡） ただし、1戸当りnが、3.5人以下の場合は1戸当りのnを3.5人又は2人（1戸が1居室 ⁽³⁾ だけで構成されている場合に限る）とし、1戸当りのnが6人以上の場合は1戸当りのnを6人とする。	
		ハ	下宿・寄宿舎		n=0.07A n：人員（人） A：延べ面積（㎡）	
		ニ	学校寄宿舎・自衛隊キャンプ宿舎・老人ホーム・養護施設		n=P n：人員（人） P：定員（人）	
3	宿泊施設関係	イ	ホテル・旅館	結婚式場又は宴会場をもつ場合	n=0.15A n：人員（人） A：延べ面積（㎡）	
				結婚式場又は宴会場をもたない場合	n=0.075A	
		ロ	モーテル		n=5R n：人員（人） R：客室数	
ハ	簡易宿泊所・合宿所・ユースホステル・青年の家		n=P n：人員（人） P：定員（人）			
4	医療施設関係	イ	病院・療養所・伝染病院	業務用厨房設備又は洗濯設備を設ける場合	300床未満の場合	n=8B n：人員（人） B：ベッド数（床）
					300床以上の場合	n=11.43(B-300)+2,400
				業務用厨房設備又は洗濯設備を設けない場合	300床未満の場合	n=5B
					300床以上の場合	n=7.14(B-300)+1,500
		ロ	診療所・医院		n=0.19A n：人員（人） A：延べ面積（㎡）	

類似用途 別番号	建築用途			処 理 対 象 人 員			
				算 定 式	算 定 式		
5	店舗関係	イ	店舗・マーケット		$n=0.075A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (㎡)	
		ロ	百貨店 ⁽⁵⁾		$n=0.15A$		
		ハ	飲食店	一般の場合			$n=0.72A$
				汚濁負荷の高い場合			$n=2.94A$
				汚濁負荷の低い場合			$n=0.55A$
ニ	喫茶店		$n=0.80A$				
6	娯楽施設関係	イ	玉突場・卓球場		$n=0.075A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (㎡)	
		ロ	パチンコ店		$n=0.11A$		
		ハ	囲碁クラブ・マージャンクラブ		$n=0.15A$		
		ニ	ディスコ		$n=0.50A$	n : 人員 (人) S : 打席数 (数)	
		ホ	ゴルフ練習場		$n=0.25S$		
		ヘ	ボーリング場		$n=2.50L$	n : 人員 (人) L : レーン数 (レーン)	
		ト	バッティング場		$n=0.20S$	n : 人員 (人) S : 打席数 (数)	
		チ	テニス場	ナイター設備無		$n=2S$	n : 人員 (人) S : コート面数 (面)
				ナイター設備有		$n=3S$	
		リ	遊園地・海水浴場		$n=16C$	n : 人員 (人) C ⁽¹⁾ : 総便器数 (個)	
		ヌ	プール・スケート場		$n=(20C+120U)/8 \times t$	n : 人員 (人) C : 大便器数 (個) U ⁽⁴⁾ : 小便器数 (個) t : 単位時間当り1日平均使用時間 (時間) t=1.0~2.0	
		ル	キャンプ場		$n=0.56P$	n : 人員 (人) P : 収容人員 (人)	
ヲ	ゴルフ場		$n=21H$	n : 人員 (人) H : ホール数 (ホール)			
7	駐車場関係	イ	サービス エリア	便所	一般部	$n=3.60P$	n : 人員 (人) P : 駐車ます数 (ます)
					観光部	$n=3.83P$	
					売店なしPA	$n=2.55P$	
				売店	一般部	$n=2.66P$	
					観光部	$n=2.81P$	
ロ	駐車場・自動車車庫		$n=(20C+120U)/8 \times t$	n : 人員 (人) C : 大便器数 (個) U ⁽⁴⁾ : 小便器数 (個) t : 単位時間当り1日平均使用時間 (時間) t=0.4~2.0			
ハ	ガソリンスタンド		$n=20$	n : 人員 (人) 1 営業所当り			

類似用途 別番号	建築用途			処 理 対 象 人 員	
				算 定 式	算 定 式
8	学校施設関係	イ	保育所・幼稚園・小学校・中学校	$n=0.20P$	n：人員（人） P：定員（人）
		ロ	高等学校・大学・各種学校	$n=0.25P$	
		ハ	図書館	$n=0.08A$	n：人員（人） A：延べ面積（㎡）
9	事務所関係	イ	事務所	業務用厨房設備を設ける場合 $n=0.075A$ 業務用厨房設備を設けない場合 $n=0.06A$	n：人員（人） A：延べ面積（㎡）
			工場・作業所・研究所・試験場	業務用厨房設備を設ける場合 $n=0.75P$ 業務用厨房設備を設けない場合 $n=0.30P$	n：人員（人） P：定員（人）
11	1～10の用途に属さない施設	イ	市場	$n=0.02A$	n：人員（人） A：延べ面積（㎡）
		ロ	公衆浴場	$n=0.17A$	
		ハ	公衆便所	$n=16C$	n：人員（人） C ⁽¹⁾ ：総便器数（個）
		ニ	駅・バスターミナル	P<100,000の場合 $n=0.008P$ 100,000≤P<200,000の場合 $n=0.010P$ 200,000≤Pの場合 $n=0.013P$	n：人員（人） P：乗降客数（人/日）

(注)

- (1).大便器数、小便器数及び両用便器数を合計した便器数。
- (2).この値は、当該地域における住宅の一戸当りの平均的な延べ面積に応じて、増減できるものとする。
- (3).居室とは、建築基準法による用語の定義でいう居室であって、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。ただし、共同住宅における台所及び食事室を除く。
- (4).女子専用便所にあつては、便器数のおおむね 1/2 を小便器とみなす。

【別表－3】

■ 建築の用途による一人当たり使用水量・使用時間

(建築設備設計基準 第5編 給排水衛生設備)

建築用途	使用者種別	使用者数算出方法※1	1人1日平均使用水量 [ℓ/(d・人)]	一日平均 使用時間[h]	備 考
庁舎	常勤職員	延べ面積15㎡当たり1人	80～100	8	職員厨房使用量は、別途加算する。20～30ℓ/(人・食)
	外来者	常勤職員に対する割合 0.05～0.1	80～100	8	
事務所	在勤者	0.1～0.2人/㎡ (事務室面積当たり)※2	80～100	8	同上
	作業員・管理者	実数	80～100	8	
病院 療養所 伝染病院	病床当たり	病床数	1,500～2,200	14	冷却塔、厨房使用量を含む。
診療所	外来患者	診療室等の床面積×0.3人/㎡× (5～10)	10	4	
	医師・看護婦	実数	110	8	
共同住宅	居住者	3.5人/戸(居室が3を超える場合は1居室増すごとに0.5人を加算する。1戸が1居室の場合は2人とする。)	250	12	居室には、台所・リビングルームは含まない。
寄宿舎 (学校)	居住者	同時に収容し得る人員(定員)	180	8	厨房使用量を含む
寄宿舎 (自衛隊)	”	”	300	8	
独身寮 (男子)	居住者	同時に収容し得る人員(定員)	150～200	8	厨房使用量を含む
独身寮 (女子)	”	”	200～250	8	
保育所 幼稚園 小学校	生徒	定員	45	6	給水用は別途加算する。学校内で調理する場合(10～15ℓ/(人・食)。給食センターから搬入する場合(5～10ℓ/(人・食))。
	教師・教員	実数	100～120	8	
中学校 高等学校 大学校 各種学校	生徒	定員	55	6	同上。ただし、中学校・高等学校で給食がある場合、実験用水は含まない。
	教師・教員	実数	100～120	8	
研修所	宿泊者	定員	350	10	厨房使用量を含む
	職員	実数	100	8	
駐車場	延べ利用者	(20C+120u) / 8 × t C: 大便器数 u: 小便器数 t: 0.4～2.0(単位便器当たり1日平均使用時間)	15	12	
	職員	実数	100	8	
図書館	延べ閲覧者	同時に収容し得る人員 × (3～5)	10	5	閲覧者0.3～0.5人/㎡ 事務室・目録室・その他作業室0.15～2.0人/㎡
	職員	実数又は同時に収容し得る人員 × (5～10%)	100	8	
研究所	職員	実数	100	8	実験用水は別途加算する。

建築用途	使用者種別	使用者数算出方法※1	1人1日平均使用水量 [ℓ/(d・人)]	一日平均 使用時間[h]	備 考
公会堂 集会場	延べ利用者	定員×(2~3)	30	8	定員 椅子の場合1~2人/㎡ 立席の場合2~3人/㎡ 集会所(談話室)0.3~ 0.5人/㎡
	職員	実数又定員の2~3%	100	8	
観覧場 競技場 体育館	観客	定員	30	5	定員 観覧場
	選手・職員	実数	100	5	
劇場	観客	定員×2	50		
	出演者・職員	実数	100		
映画館	観客	定員×4	25		
	職員	実数	100		

(注) ※1 実数が明らかな場合は、それによる。ただし、将来の増加を見込むものとする。

※2 事務所には、社長室、秘書室、重役室、会議室、応接室を含む。

備考 (1) 備考欄に注意書きのある場合を除いて、冷却塔補給水・厨房使用水量を別途加算する。

(2) 管理人等が常駐している場合は、加算する。使用水量は、共同住宅の値を重用する。

【別表－４】

■簡易水道等国庫補助事業に係る施設基準について

用途区分	基本数量 (a)	1人1日最大給水量 (b) [ℓ/人・日]	1人1日平均給水量 (c) [ℓ/人・日]	加算水量 [m ³ /日]
一般	計画給水人口1人当たり	50	40	(a) × (b) ~ (c)
学校	収容人員1人当たり	100	50	〃
旅館	宿泊収容人員1人当たり	300	200	〃
官公署	常勤職員1人当たり	120	80	〃
病院	病床1床あたり	450	300	〃
その他	厚生労働大臣が必要と認める水量			

- (注) 1 一般用が加算できる場合は、計画給水量が5,000人を超える水道(広域簡易水道)並びに5,000人以下であっても、区域内の人口密度が高いとか、公共的施設がある等により昼間人口が集中するとか、民度、生活水準が高いなど、社会、経済的に多量の水を必要とする要件を備えているような場合とする。
- (注) 2 用途区分中、学校、旅館、官公署にはこれに準ずるものを含めることも差し支えない。例えば幼稚園、保育所は学校に準じ、事務所の寮、養老院、国民宿舎、民宿は旅館に準ずる等である。
- (注) 3 厚生労働大臣が必要と認める水量とは、特別多量に水を使用する病院、駅などの公共的施設並びに家内産業の用に供する水量、あるいは観光地、海水浴場などで日帰り観光客等の用に供する水量をいう。ここで、日帰り観光客の用に供する水量とは、過去の日帰り観光人口の動向などからみた計画目標年次における1日最大観光人口に20リットルを乗じた水量を、また、キャンプ場などでは収容人口に60リットルを乗じた水量とする。
- (注) 4 加算水量のうち、国庫補助対象となるのは、計画1日最大給水量について、計画給水人口に250リットル(「地方生活基盤整備事業」にあつては310リットル)を乗じた水量を限度とする。(計画1人1日最大給水量は500リットル(「地方生活基盤整備事業」にあつては625リットル)が限度となる。)なお、補助対象事業費は計画1日最大給水量比によって、算定するものとする。ただし、配水施設については、計画1日最大給水量に消火用水量を加算した量の比率による事ができる。

【別表－５】

■ 建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準表の処理対象人員（n）
1人当たりの汚水量及びBOD量参考値

類似用途 別番号	建 築 用 途			汚水量参考値 (ℓ/人・日)			
				合併処理	単独処理		
1	集会場施設 関係	イ	公会堂・集会場・劇場・映画館・演芸場		200	50	
		ロ	競輪場・競馬場・競艇場		150	—	
		ハ	観覧席・体育館		155	50	
2	住宅施設関係	イ	住宅		200	50	
		ロ	共同住宅		200	50	
		ハ	下宿・寄宿舎		200	50	
		ニ	学校寄宿舎・自衛隊キャンプ宿舎・老人ホーム		200	50	
3	宿泊施設関係	イ	ホテル・旅館	結婚式場又は宴会場をもつ場合	200	50	
				結婚式場又は宴会場をもたない場合	400	50	
		ロ	モーテル		200	50	
ハ	簡易宿泊所・合宿所・ユースホステル・青年の家		200	50			
4	医療施設関係	イ	病院・療養所・伝染病院	業務用厨房設備又は洗濯設備を設ける場合	300床未満の場合	125	—
					300床以上の場合	113	—
			業務用厨房設備又は洗濯設備を設けない場合	300床未満の場合	200	—	
				300床以上の場合	182	—	
		ロ	診療所・医院		130	50	
5	店舗関係	イ	店舗・マーケット		200	50	
		ロ	百貨店		200	50	
		ハ	飲食店	一般の場合	180	50	
				汚泥負荷の高い場合	90	50	
				汚泥負荷の低い場合	200	50	
ニ	喫茶店		200	50			
6	娯楽施設関係	イ	玉突場・卓球場		200	50	
		ロ	パチンコ店		200	50	
		ハ	囲碁クラブ・マージャンクラブ		200	50	
		ニ	ディスコ		200	50	
		ホ	ゴルフ練習場		200	52	
		ヘ	ボーリング場		200	50	
		ト	バッティング場		200	50	
		チ	テニス場	ナイター設備を設ける場合	200	50	
				ナイター設備を設けない場合	200	50	
		リ	遊園地・海水浴場		150	—	
		ヌ	プール・スケート場		—	50	
		ル	キャンプ場		125	50	
ヲ	ゴルフ場		250	50			

類似用途 別番号	建築用途			汚水量参考値 (L/人・日)		
				合併処理	単独処理	
7	駐車場関係	イ	サービスエリア	便所	135	50
				売店	115	50
		ロ	駐車場・自動車車庫	—	50	
		ハ	ガソリンスタンド	—	50	
8	学校施設 関係	イ	保育園・幼稚園・小学校・中学校		200	140
		ロ	高等学校・大学・各種学校		200	133
		ハ	図書館		200	50
9	事務所 関係	イ	事務所	業務用厨房設備を設ける場合	200	50
				業務用厨房設備を設けない場合	270	50
10	作業場 関係	イ	工場・作業所・ 研究所・試験所	業務用厨房設備を設ける場合	133	50
				業務用厨房設備を設けない場合	200	50
11	1～10の用途に 属さない施設	イ	市場		200	50
		ロ	公衆浴場		200	50
		ハ	公衆便所		—	—
		ニ	駅・バスターミナル		—	—